

築上町告示第46号

平成26年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年5月22日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成26年6月4日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

工藤 政由君	小林 和政君
宮下 久雄君	西畑イツミ君
西口 周治君	工藤 久司君
丸山 年弘君	吉元 成一君
武道 修司君	塩田 文男君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
田村 兼光君	

○6月9日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月11日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

平成26年6月4日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

平成26年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成25年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第40号 専決処分について (平成25年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第5 議案第41号 専決処分について (平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号) について)
- 日程第6 議案第42号 専決処分について (平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号) について)
- 日程第7 議案第43号 専決処分について (平成25年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第8 議案第44号 専決処分について (平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第9 議案第45号 専決処分について (平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について)
- 日程第10 議案第46号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第11 議案第47号 平成26年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第12 議案第48号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第13 議案第49号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) について

- 日程第14 議案第50号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)について
- 日程第15 議案第51号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)に
ついて
- 日程第16 議案第52号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて
- 日程第17 議案第53号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につい
て
- 日程第18 議案第54号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第55号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第56号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第57号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一
部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第58号 町道路線の認定について
- 日程第23 議案第59号 町道路線の変更について
- 日程第24 議案第60号 町道路線の廃止について
- 日程第25 議案第61号 豊前広域環境施設組合からの脱退について
- 日程第26 議案第62号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第27 議案第63号 築上町副町長の選任について
- 日程第28 議席の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- ②町長の報告
- 報告第1号 平成25年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第40号 専決処分について(平成25年度築上町一般会計補正予算(第6号)
について)

- 日程第5 議案第41号 専決処分について（平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について）
- 日程第6 議案第42号 専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第7 議案第43号 専決処分について（平成25年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第8 議案第44号 専決処分について（平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第9 議案第45号 専決処分について（平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第10 議案第46号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第11 議案第47号 平成26年度築上町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第48号 平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第49号 平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第50号 平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第51号 平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第52号 平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第53号 平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第54号 築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第55号 築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第56号 築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第57号 築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第58号 町道路線の認定について

- 日程第23 議案第59号 町道路線の変更について
日程第24 議案第60号 町道路線の廃止について
日程第25 議案第61号 豊前広域環境施設組合からの脱退について
日程第26 議案第62号 京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
日程第27 議案第63号 築上町副町長の選任について
日程第28 議席の変更について

出席議員（14名）

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 工藤 久司君
8番 丸山 年弘君	10番 武道 修司君
11番 塩田 文男君	12番 塩田 昌生君
13番 中島 英夫君	14番 田原 宗憲君
15番 信田 博見君	16番 田村 兼光君

欠席議員（1名）

9番 吉元 成一君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 総務係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	進 俊郎君			
会計管理者兼会計課長				麦田 厚子君
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	渡邊 義治君	人権課長	金井 泉君
税務課長	神崎 一浩君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	田村 啓二君

建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	久保 和明君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	古田 和由君
総合管理課長	……………	松田 洋一君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	宮尾 孝好君
監査事務局長	……………	永野 隆信君			

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成26年第2回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会を招集いたしましたところ、御出席を賜り、大変ありがとうございます。

さて、3月から6月までの出来事でございますけれども、まずは一応、築城地区のし尿の問題でございますけれども、これもかねてから皆さん方には議会の中でいろいろ私から話をさせていただいておりますけれども、正式に今回議案に提出をさせていただいております。というのが、築城のし尿は今、豊前環境施設組合で処理をしておりますが、その延命化ということで莫大な事業費がかかります。

そういう形の中で、かねてから釜井市長の時代から私も申しておりましたけれども、多くの投資がするときは独自にやりますよということを申し添えておりました。そういう形の中で、施設組合の議会の中ではまだ何も議論されてなかったということで、ちょっと施設組合の議会では混乱をしていたということでございますけれども、3月31日付で事前に本議会に離脱の議案を提案して、そして正式にこれが可決されれば3年後に離脱をしますということで、一応事前通告を3月31日付でさせていただいたところでございます。

そういう形の中で、本町も着々と築城地区のし尿の液肥化に向けて、一応計画を立てていかなければいけないと、このような状態になっているところでございます。

それから、心配しておりました国保会計、これまた後の繰り上げ充用の問題、議案でも出てきますが、1億5,000万円ほど赤字がございました平成25年度8,800万の一応、単年度の黒字が6,700万ほど出まして、8,800万の赤字ということで、赤字額が大分解消されてきたところでございます。

それから、あとキャラクターマスコットということで、これ、委員会作りまして、公募いたしまして、埼玉県宮下勲氏からの提案で「築上（きずきのぼる）」ということで、これはまた

後日、皆さんのお手元に届くんじゃないかなと思いますけれど、そういうことで一応キャラクターマスク「築上（きずきのぼる）」ということで決定をいたしておるところで、なお、応募は674件ございました。

それから、かねてから太陽光発電ということで、あるいはその、いわゆる不燃物の処理場の用地をカスウ契約しておりますが、ようやく着工の運びになったということで、現在今、整地作業に着手しておるところで、できれば盆ぐらいまでには一応稼働すると、こういうことで先方の社長、きょうもまた来庁して、その協議をするということになっておるようです。

そしてまた、あとは総務省事業で交付税の中に算入される形で、これ、上城井地区ふれあい協議会という協議会が旧上城井村のそれぞれの自治会で結成していただいておりますが、この事業が総務省のほうで認定を受けまして、ふるさと協力隊ということで多くの応募がございましたが、船木陽子さんという方が一応選考の結果、決定をして、7月1日から上城井地区の活性化に向けての交付税事業の中で着任をしていただくと、このようになっておるところで。なお、千葉県の我孫子市から来ていただけると、こういう状況でございます。

本議会は報告が1件、これは繰越明許費の報告でございます。あと、専決処分ということで、これも議会後に専決処分をせざるを得なくなった案件、例えば国の繰り越しの承認がおくれた案件とか、突発事項等もございますが、そういうことで専決処分が前案の専決が1件ありますけど、7件一応お願いをしておるところでございます。

それから、一般会計の補正予算外6件が補正予算ということでお願いをしております。あと、条例改正案ということで、これが4件。町道の、認定、変更ということで3件をお願いしておる。

それから、先ほど申しました豊前環境施設組合からの離脱の議案が1件。そしてあと、広域圏の事務所の変更ということで、これが1件。

あとは、副町長の任期がすぐにまいります。副町長の選任案件ということでお願いをしておるところでございます。どうぞよろしく審議をしていただき、全議案可決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうもよろしくお願い申し上げます……。

○議長（田村 兼光君） これで報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、工藤久司議員、8番、丸山年弘議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

○議会運営委員長（信田 博見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

5月30日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

6月4日水曜日の本日は、本会議の議案の上程、なお、議案第40号の専決処分、平成25年度築上町一般会計補正予算（第6号）外6件、及び議案第62号京築広域市町村圏事務組合理約の変更については、専決処分、組合理約の案件です。よって、本日即決することとして協議しました。

なお、議案第63号の築上町副町長の選任については、中日に採決することとして協議しました。

6月5日木曜日、6月6日金曜日は、議案考案日とします。

6月7日土曜日、8日日曜日は休会とします。

6月9日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託を行います。

6月10日火曜日は、本会議で一般質問とします。

6月11日水曜日は、一般質問の予備日とします。なお、一般質問の予備日を使用しない場合は休会とします。

6月12日木曜日は、厚生文教常任委員会とします。

6月13日金曜日は、産業建設常任委員会とします。

6月14日土曜日、15日日曜日は休会とします。

6月16日月曜日は、総務常任委員会とします。

6月17日火曜日は、委員会予備日とします。

6月18日水曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決です。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いします。一般質問の締め切りは、あすの6月5日正午までといたします。

以上、会期は、本日から6月18日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので御報告いたします。

また、原発事故以来、節電の必要性を踏まえた下記における本会議でのクールビズについて協議をいたしました。その結果、委員会においての服装はクールビズにて実施することとし、本会議においてはノーネクタイ、上着着用とします。ただし、暑い方は、自己の判断で上着は取って

いただくという結果になりましたので御報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日6月4日から18日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの15日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

それでは、本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第40号外23件です。

ほかに、報告事項はお手元に配付のとおり、専決処分の報告と例月出納検査報告でございます。専決処分の報告は、町長の専決処分事項の指定に関する条例に基づくもので、法律上その義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万以下の賠償額の決定に伴う専決処分です。

次に、町長から報告があります。

報告第1号平成25年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について報告をしていただきます。

職員の朗読に続いて町長の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 報告第1号平成25年度築上町繰越明許費繰越計算書の報告について。平成25年度築上町繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号でございますけれど、本報告は平成25年度の築上町一般会計及び特別会計、その中で農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計という会計で繰り越しをさせていただいておりますので、その繰越額が決定をいたしましたので御報告を申し上げます。

一般会計は、繰り越し件数は8件ございました。繰越限度額が1億4,966万円でございます。繰越額が1億4,891万8,000円となりました。財源は、特定財源が7,955万9,000円、一般財源が6,935万9,000円となっておりますのでございます。

内訳は、障害者自立支援給付事業等システム事業1件、繰越額474万1,000円。子ども

も・子育て支援システム導入事業1件、繰越額939万6,000円。防衛施設周辺民生安定施設整備事業1件、繰越額が3,549万7,000円。特定防衛施設周辺整備事業1件、繰越額が442万1,000円。過疎対策事業2件、繰越額が8,047万8,000円。町単事業が2件ございます。繰越額が1,438万5,000円となっております。

それから、農業集落排水事業特別会計は繰り越し件数1件で、繰越額は3,400万となっております。財源は、一般財源が18万円となっております。

公共下水道事業の特別会計繰り越し1件、これは、繰越限度額は2億5,850万1,000円、繰越額は2億4,728万4,000円となっております。全額全部特定財源となっております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 報告終わりました。

日程第4. 議案第40号

日程第5. 議案第41号

日程第6. 議案第42号

日程第7. 議案第43号

日程第8. 議案第44号

日程第9. 議案第45号

日程第10. 議案第46号

○議長（田村 兼光君） これより議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第40号専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）から、日程第10、議案第46号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）までは専決処分の案件です。

よって、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第46号までを委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第40号専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第40号専決処分について（平成25年度築上町一般会計補正

予算（第6号）について）、平成26年3月25日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第40号は専決処分でございます。

3月議会後に、これ、土地の契約等々が非常におくれて工事が繰り越さざるを得なくなったという件と、それから、これは旧蔵内邸の駐車場整備事業、資材の受注もなかなか難しいというふうな当時ございまして、土地の契約が遅くなったのと資材の発注等の調整に不測日数を要したということが理由でございます。

それから、防衛施設周辺民生安定施設整備事業、これは国土調査の境界確定等に不測の日数を要したということで、これも繰り越さざるを得なかった。

それから、あとは特定防衛施設周辺整備事業の主については、補償物件等々が交渉に、これが日時を要したということで繰り越しをさせていただいた。

なお、防衛の分については繰り越し承認も非常に、3月議会後に繰り越し承認を得たということになっておるところでございます。

以上で報告をいたして、承認を求めるものでございます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第40号について採決を行います。

議案第40号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第41号専決処分について（平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第41号専決処分について（平成25年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について）、平成26年3月25日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第41号も専決処分で、これも事業の繰り越しでございます。

平成25年度の築上町農業集落排水事業の管路布設工事において、施工業者が、これはちょっと何と申しますか、ちょっと工事ができないという状況になりましたので、契約解除を町のほうからいたしまして、新たに一応入札をやり直すという事態になったので繰り越さざるを得なくなったと。

そして、この国の承認も3月20日付で承認を得たというふうなことで、3月議会に間に合いませんでしたので急遽繰り越しをさせていただいたと、こういう次第でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第41号について採決を行います。

議案第41号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第42号専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第42号専決処分について（平成25年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）、平成26年3月25日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号につきましても、これは公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分で、これも下水道事業において水道管の布設工事、これが予想せれないところであったというふうなことで、これが工事に伴う水道管の布設に調整するのに時間がかかったというこ

とで繰り越しをさせていただくようになったとでございます。

そして、国の承認が3月26日に得ましたので、これも3月の定例議会に間に合わなかったということで、専決処分させていただいたとでございます。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第42号について採決を行います。

議案第42号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第43号専決処分について（平成25年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第43号専決処分について（平成25年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成26年3月25日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案43号、これも専決処分で、これは簡易水道事業特別会計補正予算の専決でございますけれども、これは水道管既設の水道管の切りかえ調整等に日数を要したというようなことで、これもやはり繰り越しをせざるを得なかったということでございます。

そして、これも議会後に一応こういう措置になったので、専決で繰り越しをさせていただいたという次第でございます。

よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 先ほどのもそうなんですけど、工事の遅延によるとか、工事業者

が変更になって入札をやりかえたとかいうのはわかるんですが、これ、工事もう終わってるんですかね。

先ほどの一般、公共下水道のほうは、すごく補助金が急に3月に来て、それで繰り越しせざるを得んということですが、その辺の工事、入札が終わり工事もう終わってるような状況ですか、今現在。

○議長（田村 兼光君） 加來上水道課長。

○上水道課長（加來 泰君） 上水道課、加來です。

簡易水道事業につきましては、今現在、もう工事は終了して、精算も終わっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西口議員。

○議員（5番 西口 周治君） 1つ前で悪いけど、下水道課もちょっと教えてもらえませんかね。

○議長（田村 兼光君） 古田下水道課長。

○下水道課長（古田 和由君） 下水道課、古田です。よろしくお願ひします。

下水道事業につきましては、処理場の繰り越し分と、それから追加分ということ、それから工事の繰り越し事業ちゅうことで5件ございます。工事については6月末までということ、一応工事の竣工をなる予定でございます。

そして、1つ不落ちゅうか入札に成立しなかった分側につきましては、今、単価入れかえをして、起工を起こしている状況でございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから、議案第43号について採決を行います。

議案第43号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第44号専決処分について（平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第44号専決処分について（平成26年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）、平成26年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第44号は専決処分でございます。これは、平成26年度の築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の第1号でございます。

これもかねてから、この会計は、いわゆる繰り上げ充用によって運営をしておるところでございます。その中で、少しずつではございますが、赤字額が解消していっておるのが現実でございます。

今年度は、予算の総額は2億8,300万を追加いたしまして、これに総額を2億8,506万円に定めるというものでございます。補正の内容は、一応繰り上げ充用と、歳入欠陥に25年度の支出に充てなければいけないということで、これを繰り上げ充用するものでございます。

なお、滞納処分費の回収率は、滞納繰り越し分の1.94%となっておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第44号について採決を行います。

議案第44号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第45号専決処分について（平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第45号専決処分について（平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、平成26年5月28日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案45号も専決処分でございます。これも繰り上げ充用のための専決処分でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額27億6,400万4,000円に8,800万円を増額いたしまして、歳入歳出の総額を28億5,200万4,000円と定めるものでございます。

補正の内容は、議会の冒頭報告で申し上げましたとおり、今まで1億5,575万6,000円の累積赤字がございましたが、今回、単年度では6,775万6,000円の黒字になりましたので、その差額の8,800万円を繰り上げ充用するということでございます。

そういうことで、これも毎年繰り上げ充用させていただきまして、若干解消されたというふうになりますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） 国保のことはよく（ ）ますが、1億5,000万が半分ぐらいの赤字で済んだというようなことで、これはいいことだろうと思いますが、金額が大き過ぎるんですね。何が理由で、こんな8,000万、7,000万か、ぐらい減ったのか、大きな理由があれば担当のほうから報告してください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には給付費も少しは少なくなっておるし、それから、国からのいわゆる交付金が、これが大幅にふえた。これも全国的な形ではないんだろうかなと思いますけれど、どこもが非常に厳しい国保財政ということで、その意味も加味されておるんでなかろうかなと思いますけれども、国からの給付費が非常に昨年よりは多くなったということが、これが赤字解消の原因になっておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（1番 工藤 政由君） それ、国からの交付金が倍ぐらい来たっちゃうような話になるけれど、これが。その倍、交付金に来るっちゃうことは、今までこれ、あんまり考えられんようなことだけど、医療費が減ったとか、そういうことはありえんわけですか。

○議長（田村 兼光君） 平塚課長。

○住民課長（加藤 秀隆君） 住民課、加藤です。

○議長（田村 兼光君） （ ）。加藤、加藤課長。はい、どうも。

○住民課長（加藤 秀隆君） 済みません。

○議長（田村 兼光君） これ、変わったんやの。

○住民課長（加藤 秀隆君） 済みません。平成24年度に前期高齢者交付金が6億5,503万6,000円でしたが、平成25年度に8億2,393万5,000円と、1億6,889万9,000円増になっております。それが大きな原因でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤君、いいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第45号について採決を行います。

議案第45号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第46号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第46号専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、平成26年4月1日付で専決処分したので報告し、承認を求めます。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第46号も、これは専決処分でございますが、これは国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。国の地方税法の改正が4月1日付で施行されました。それに基づく専決処分でございます。

中身は、課税限度額が改正前は77万でございましたけれども、改正後は81万円が課税限度額。

それから、軽減判定所得ということで、今までは加入者マイナス1を掛けておりましたけれども、これを1をのけて、加入者の数が基礎控除33万という形に、プラス加入者掛け24万5,000円ということで、今までは加入者マイナス1の24万5,000円でございました。これが5割軽減のものでございます。

それから2割軽減は、今までは33万円に被保険者掛け35万の控除でございましたが、これが35万プラス被保険者掛けの45万ということで、10万円1人当たり一応控除が上がっていたと、こういうことの改正でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この地方税改正の国保税の件ですが、77万が81万に改正されたということですが、これによって滞納者がふえる危惧されるんですけど、そういうことはないでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 限度額以上の近い人は、大体滞納の方はいないはずですよ。所得がたくさんある方でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第46号について採決を行います。

議案第46号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第47号

日程第12. 議案第48号

日程第13. 議案第49号

日程第14. 議案第50号

日程第15. 議案第51号

日程第16. 議案第52号

日程第17. 議案第53号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第11、議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第17、議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを会議規則第37条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第53号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第11、議案第47号平成26年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第17、議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） **議案第47号**平成26年度築上町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第48号平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第49号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第50号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第51号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第52号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成26年6月4日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第47号は、築上町一般会計補正予算の第1号でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算87億7,380万円に10億9,780万円を追加いたしまして、98億7,160万円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、投資的経費を主に上げておるところでございます。放課後児童クラブ室建設事業ということで、これを2カ所、八津田小学校の横と下城井小学校の横、1億6,514万5,000円。

それから、特定防衛施設周辺整備事業で道路の予算を2億4,630万円。

それから、米軍再編の交付金事業で道路、ため池の改修ということで、8,767万1,000円。

あとは公共下水道事業繰出金で、1億5,154万2,000円を一応予定をしているところでございます。

歳入は、特定防衛施設周辺整備事業の防衛省からの補助金が1億9,720万。

それから、米軍再編の交付金、これが8,000万。過疎対策事業債を1億1,280万円。

それから、前年度の繰越金を全てではございませんが、4億8,145万8,000円を充てるようにいたしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第48号平成26年度の築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額28億5,200万4,000円に103万1,000円を増額いたしまして、総額を28億5,303万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、電算システム改修等に伴う増額補正及び職員の人事異動に伴う人件費の減額をするものでございます。歳入は、特別調整交付金等々充てることといたしておるところでございます。

以上、そういう形でございますので、よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

それから、議案第49号平成26年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本予算も、既定の歳入歳出予算の総額3億1,640万2,000円から、これは134万7,000円を減額をいたすものでございます。そして、予算の総額は3億1,505万5,000円と定めるものでございます。

補正の主なものは、これは人事異動に伴う人件費の移動で134万7,000円でございます。

議案第50号平成26年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で

ございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,605万2,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ2億2,203万8,000円と定めるものでございます。

主なものは、一般会計からの補助金500万円、下水道費分担金442万9,000円。それから、下水道事業費国庫補助金が2,499万9,000円。

それから他会計、これは一応トウセイ経費の一般会計からの補助金でございますが、3,172万5,000円、下水道事業債が1,989万9,000円となっております。これは、施設の修繕処理場、それから公共下水道事業の事業費でございます。

次に、議案第51号平成26年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算も既定の歳入歳出予算に、それぞれ7,644万8,000円を追加いたしまして、2億6,002万円と総額を定めるものでございます。

これは一般会計補助金が631万9,000円。それから、農業集落排水事業県補助金1,265万9,000円。

それから、事業的なもので一般会計からの補助金で4,019万3,000円。農業集落排水事業のいわゆる地方債1,619万9,000円となっております。これも施設のまだ修繕等々の経費と、それからあと、下水道事業埋設管の埋設事業費でございます。

次に、議案第52号平成26年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,651万6,000円を追加いたしまして、3億8,064万2,000円と定めるものでございます。これも、下水道事業費は国庫補助金が8,510万円。それから、一般会計から1億1,462万9,000円。下水道事業債が5,630万円。

歳出の主なものは、これはもう下水道の埋設管工事の一応事業費でございます。

なお、申し忘れましたが、先ほどの農業集落排水事業の、いわゆる処理場とのつなぎ合わせは、来年度できるというふうな見込みになっております。

それから、議案第53号平成26年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本予算は、歳入歳出に既定の予算にそれぞれ105万5,000円を追加いたしまして、予算総額が3億9,614万3,000円とするものでございます。これは、105万5,000円は職員の人事異動に伴う人件費の追加でございます。

議案53号までよろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第18. 議案第54号

日程第 19. 議案第 55 号

日程第 20. 議案第 56 号

日程第 21. 議案第 57 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 18、議案第 54 号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 21、議案第 57 号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号から議案第 57 号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第 18、議案第 54 号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 21、議案第 57 号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第 54 号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 55 号築上町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 56 号築上町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第 57 号築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成 26 年 6 月 4 日、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 54 号は築上町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例も、これは地方税法の改正が 4 月 1 日付でされました。この分につきましては、施行が地方法人税創設に対応した法人税割の税率の引き下げということで、これは平成 26 年の 10 月 1 日からの施行になりますので、本議会で提案させていただき……。それから、軽自動車税の税率の引き上げ、これも来年の 4 月 1 日から施行というふうな形になります。

それから、あとは三輪以上の軽自動車に対する重課の新設ということで、これも 28 年の、これは 4 月 1 日からの施行になりますので、今回税条例が改正いたしましたけれども、今議会で一

応間に合いますので、提案をさせていただいておるところでございます。

次に、**議案第 5 5 号**築上町の町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、条例に引用しています中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名が一部改正されました。そのために、この条例を提出する必要があるとございますので、提案をさせていただいておるところでございます。

次に、**議案第 5 6 号**築上町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、大災害等で地域防災を担う消防団員の退職報償金の引き上げによる処遇改善のため、これは消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の施行令の一部が改正されたため、この施行令に準じて条例を改正するものでございます。

次に、**議案第 5 7 号**築上町非常勤水難救助隊員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、これも消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されましたので、これに準じて改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第 2 2 . 議案第 5 8 号

日程第 2 3 . 議案第 5 9 号

日程第 2 4 . 議案第 6 0 号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第 2 2、議案第 5 8 号町道路線の認定についてから、日程第 2 4、議案第 6 0 号町道路線の廃止についてまでを会議規則第 3 7 条の規定により一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 8 号から議案第 6 0 号までは一括議題とすることに決定しました。

日程第 2 2、議案第 5 8 号町道路線の認定についてから、日程第 2 4、議案第 6 0 号町道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） **議案第 5 8 号**町道路線の認定について、次のように町道路線を認定するものとする。

議案第 5 9 号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

議案第 6 0 号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。

平成 2 6 年 6 月 4 日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第58号、59号、それから60号、3議案とも、これは椎田道路、いわゆる今度、東九州道になりますけれども、これの町道側道部分とか、それから迂回路部分等々で町道に引き継いだところがございます。この東九州道の関係で、工事によってこれが、一応路線が変わってまいります。

お手元には参考の資料を配付していると思えますけれども、この3議案とも、そういう椎田インターの、それから築城インターという形の中で、町道が変わるということで路線変更をするものでございます。

よろしくお願ひ申し上げたいと、審議をして御採択をお願ひ申し上げます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第25. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） 日程第25、議案第61号豊前広域環境施設組合からの脱退についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第61号豊前広域環境施設組合からの脱退について、平成29年3月31日限り、豊前広域環境施設組合から脱退することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第61号は、豊前広域環境施設組合からの脱退についてでございます。

平成29年3月31日限りで豊前広域環境施設組合から脱退することについて、地方自治法の第286条の2第1項の規定によって、これは議会の議決が必要になってまいります。従前のこの脱退については、当該団体とそれぞれ加盟団体の議決が必要でございましたけれども、脱退前2年前に当該団体だけが、この議決を加盟団体に議決をして送付すれば、この脱退は可能になるということで、法律改正がなされておるところでございます。

これが平成20、たしか4年ではなかったかなと思えますけれども、そういう形の中で、かねてから、この広域し尿処理施設の協議で理事会の中では大幅な形で、いわゆる資本投資をするときは、築上町は脱退をしながら自前でこれを液肥化していくと。そして、これは農家のためにもなるし、町も非常に処理費が安く済むというふうなことで、一挙両得なのでそういうふうにさせていただきますということは、かねてから理事会の中では発言ずっとしてまいりました。

そういうことで、今回早目にということで一応、環境施設組合のほうに申し入れをいたしたというのは冒頭の挨拶の中で申しましたけれども、3月31日の日に、きょう付で文書をもってさせていただいて、本議会が正式に決まれば再度それぞれの団体に御通知を申し上げますというふうなことで、一応文書をもって仮通告をしておるところでございます。

そういうことで、本町のいわゆる液肥事業、それから農業振興ということで、非常にやっぱり肥料費軽減ということで、非常に農家は今、この液肥を使ったところの農家は潤っておるところでございます。できれば、この液肥を利用しながら農家所得の向上に努めてまいりたいと、このように考えておる。あわして、町のし尿処理経費も現在の築城町分が約5,000万を超えておりますが、これが3,000万未満ぐらいになるのではなかろうかなと、この1年間の経費がですね。

そういうことで、よろしく御理解いただきながら、御採択をお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

日程第26. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第26、議案第62号京築広域市町村圏事務組合規約の変更については組合規約の案件です。よって、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第62号は委員会付託を省略し、本日即決することと決定しました。

日程第26、議案第62号京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第62号京築広域市町村圏事務組合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、京築広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第62号は、本町が関連する京築広域市町村圏事務組合の規約の変更でございます。

規約の変更の中身は、今までは行橋市が組合長を務めておりましたが、今年度から豊前市後藤市長が組合長になるということで、豊前市のほうに事務所が移るわけでございます。

今までは市役所の中に、この事務局を置いておりましたがけれども、今回は休日急患センター、

これが一応新たに医師会のほうで運営をしていただくことになりまして、今の建物があいております。このあいておる建物を利用しようというふうなことで、広域圏の事務所にしようというふうなことで、一応それぞれの議会に提案をしておるところでございまして、この施設は広域圏の施設というふうなことで、ここを使えばいいというふうなことで理事会ではなっておりますし、そういうことでよろしく御審議をいただきながら、御採択をいただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。これから、議案第62号について採決を行います。

議案第62号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第63号

○議長（田村 兼光君） 日程第27、議案第63号築上町副町長の選任についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第63号築上町副町長の選任について。築上町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

平成26年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第63号築上町副町長の選任についての議案でございます。

副町長の任期が6月14日をもって任期満了いたします。引き続き、八野紘海氏を副町長として選任をいたしたいということで、今回議案を提出させていただきました。

八野氏は旧椎田町のときから、私のいわゆる補佐役として頑張ってきていただいております。そういう意味でも、築上町が発展する一助になっておるところでございまして、よろしく願い申し上げます。御採択いただき、再任をお願い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

ここで報告します。産業建設常任委員会の塩田昌生議員が副委員長を辞任し、委員会条例第9条第2項の規定に基づき、後任の副委員長に工藤久司議員が互選されたので御報告します。

日程第28. 議席の変更について

○議長（田村 兼光君） 日程第28、議席の変更について、産業建設常任委員会副委員長の交代があったので、会議規則第4条第3項の規定に基づき、議席を変更します。変更後の議席は6番、塩田昌生議員、12番、工藤久司議員とします。

ここで、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時05分散会
